

「熊本市新西部環境工場整備及び運営事業」 入札説明書に関する意見・質問への回答

【入札説明書】

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	意見・質問内容	回答
1	既存敷地の調査について	—						搬入道路の付替え工事及び解体工事の計画に係るため、現西部環境工場および既存敷地の調査を希望しますので申請要領をご教示願います。	入札参加資格審査通過者へ案内いたします。
2	リスク分担について	3	4	(4)				リスク分担に関する記述が見当たりませんが、募集要項(第2部)にてご提示があるのでしょうか。	募集要項(第2部)契約書(案)をご確認ください。
3	事前準備	3	4	(4)	ア			本事業を行うために運営事業者(特別目的会社)で取得する必要がある許認可を教示願います。	運営事業者にて必要な許認可を取得ください。
4	運営費の分担について	3	4	(4)	ウ			運營業務において民間事業者が負担する費用とその算出方法(固定費、変動費、物価変動の考え方等)についてご教示下さい。	募集要項(第2部)契約書(案)をご確認ください。
5	運營業務	3	4	(4)	ウ	(イ)		「市が本事業の範囲外で行う主灰処理に影響を与えない良好な主灰の排出を行う。」とありますが、具体的には、「要求水準書37頁図表4-1」にある主灰性能保証を確保することであると理解してよろしいでしょうか(例えば、主灰受入先の変更による受入基準の変更を懸念しています。)	要求水準書図表4-1以外にp65 5-1-3-4インプット仕様①の記載内容も遵守願います。
6	清掃作業について	4	3	(4)	ウ	(セ)		「場外搬入道路、周辺道路の清掃作業」とありますが、「周辺道路」とは要求水準書添付資料27の既設搬入経路と記された朱線部を示すとの解釈でよろしいでしょうか。	原則的にはご理解のとおりですが、敷地周辺部についても配慮願います。
7	行政視察・施設見学者への対応	5	4	(5)	キ			民間事業者が協力を行う必要な資料の作成等は、民間事業者の業務に支障をきたさない範囲での協力と理解いたします。	市が求める事項について協力いただきますが、ご指摘の点には配慮します。
8	行政視察への対応	5	4	(5)	キ			民間事業者が協力を行う、市の本施設への行政視察への対応について、協力を伴って発生する費用は運営事業費に計上するという理解でよろしいでしょうか。また、行政視察の頻度(もしくは過去の実績)、協力の内容等についてお示しください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、工場新設時期には頻度が増すと想定され、内容については、資料作成や必要な情報提供、説明などを想定しています。
9	施設整備費及び運営費の支払い	5	4	(5)	ク			施設整備費は前払金もお支払い頂けるものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、年度出来高予定額の40%が限度額となります。詳細は募集要項(第2部)契約書(案)をご参照ください。
10	運営費の支払	5	4	(5)	ク			運営費の支払いは、初回が平成28年3月分からと読み取れますが、運営準備に要する費用は、別途平成28年2月以前にお支払頂けると理解して宜しいでしょうか。	28年2月以前には委託費の支払は行いません。28年3月分からの支払を想定ください。
11	最終審査対象者へのヒアリングについて	7	5	(1)				最終審査対象者へのヒアリングは、いつ頃を予定されていますか。	平成23年12月22日前後を予定しています。
12	選定スケジュール	8	5	(2)				現場視察の機会を設けていただけないでしょうか？	No.1をご参照ください。
13	選定スケジュール	8	5	(2)				貴市との対話をより有効活用なものとするため、募集要項(第2部)に対する質疑の内容によっては、必要に応じて回答を9月15、16日に予定される対話以前、あるいは対話の追加質疑提出締切(9月21日)前にいただけるよう要望します。	募集要項第二部について、特に確認したい事項がある場合、対話前に提出いただく対話依頼事項に、当該事項を含めてください。
14	選定スケジュール	8	5	(2)	ク			募集要項(第2部)・契約書(案)の送付が8月22日の予定とされています。 本事業に係るリスク分担の詳細(例えば、電力積算方法、コスト変動リスクや履行保証の程度)が判らないままでは、設備・機能・運営体制等、事業計画全体の過剰化傾向が避けられず、事業費の増大を招く可能性が高くなると思慮します。 貴市のご意向を十分に反映しながら、事業費の最適化を図る目的で、契約書(案)の一日も早い公表をお願いします。	契約書(案)については、スケジュールどおりでの公表を予定しています。募集要項第二部の送付以降、入札書類提出までは、一定の期間を確保しておりますので、本スケジュールでの対応をお願いします。
15	質疑回答の送付日について	8	5	(2)	セ、ソ			募集要項(第2部)に関する質疑回答の送付、及び対話の追加質疑回答の送付日が共に平成23年9月30日とのことですが、入札書類の提出締切である平成23年11月4日までの期間が短いため、質疑回答の送付日を少しでも前倒ししていただけないでしょうか。また、送付はタイムラグが少ない電子メールを希望します。	募集要項第二部について、特に確認したい事項がある場合、対話前に提出いただく対話依頼事項に、当該事項を含めてください。
16	(欠番)								
17	参加資格要件について	12	7	(2)	イ	(ク)	(c)	土木部分の施工を担当する主任技術者又は監理技術者は、土木部分の施工期間に常駐すればよろしいのでしょうか。また、業務範囲を明確にしたいのですが、土木の施工期間は、造成工事期間と考えてよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段は事業区域内工事及び事業区域外関連工事になります。詳細は要求水準書をご確認ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	意見・質問内容	回答
18	(欠番)								
19	飛灰の有効利用・最終処分量の低減	15	9	(1)	ア	(ウ)		本事業のコンセプトに、「(ウ)飛灰の有効利用・最終処分量の低減」が記載されていますが、入札説明書25頁添付資料1の図表には該当する非価格要素の評価項目が見当たらないように考えます。貴市のコンセプトを的確に達成できるよう、「非価格要素の評価項目」の一部として、評価対象としていただけるよう要望します。	入札説明書にてご提示している評価項目に基づき、ご提示の点に関連する評価項目でのご提案事項として、提案ください。
20	対話の参加人数について	15	9	(1)	イ			対話の参加人数に制限等ありましたらご教示ください。事業条件等に対する認識の齟齬を解消する、という対話の目的のため、なるべく多くの参加人数(最低でも15名以上)を希望します。	対話への参加人数としては、最大10名を想定しています。詳細は対話要領をご確認ください。
21	対話用資料の提出	16	9	(2)	イ			募集要項(第1部)に対する質疑回答日から対話用資料の提出日まで日数がありませんが、対話用資料は当該時点での案であり、入札書類の提出時には、その内容について合理的な理由がある場合には応募者の判断で変更が可能と理解いたします。	ご理解のとおりです。
22	対話用資料	16	9	(2)	イ			対話の際にご提出する資料は、評価の対象とならない旨、確認致したく。	ご理解のとおりです。
23	入札書類の提出	17	10	(3)	イ			「代理人が持参する場合は、委任状を提出すること。」とありますが、委任状の様式があればご提示願います。	募集要項(第2部)様式集(第2部)をご確認ください。
24	入札書類の提出方法	17	10	(2)				「入札書類各15部(正本1部、副本14部、(1)のア、エ、キについては各1部)…」となっていますが、この各1部とは正本のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	入札書類の提出について	17	10	(2)				入札書類として記載されているイ、ウ、オ～クまでの図書を1つの冊子に綴じて提出することでよろしいでしょうか。具体的にはA3サイズの資料はA4サイズに折って、A4のパイプファイルに綴じて提出することでよろしいでしょうか。上記で不都合がある場合には、具体的な体裁についてのご指定があればご教示願います。	質問にある図書について、A3折込も含めてA4パイプファイルに綴じての提出を可とします。なお、綴じる際には、各様式が解るようにインデックスで分割してください。
26	入札書類の提出について	17	10	(2)				CD-R/RWに格納する電子データは、入札書類として記載されているイ、ウ、オ～クまでのデータのみを格納するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ア、エ、キについてはP17(2)ウのとおり封印資料ですのでデータ化は行わないように特に注意してください。
27	入札書類の提出について	17	10	(2)				CD-R/RWに格納する電子データは、正本版のみを提出するというでよろしいでしょうか。また、同じCDを2枚提出するというでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	入札書類の提出方法	17	10	(2)				CD-R/RWに格納する内容は次の通りと理解して宜しいでしょうか。 ①入札書類一式(16頁10(1)のアからク) ②2枚とも正本データを格納する	①については、No.26をご参照ください。 ②については、ご理解のとおりです。
29	提出書類の電子データ	17	10	(2)				CD-R/RWには、提出する入札書類のうち、ア 入札書(様式第12号)、エ 事業計画書(様式第15号)、キ 委任状(様式第18号)以外のものを格納することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。No.26をご参照ください。
30	入札書類の提出方法	17	10	(2)	イ			副本14部については「正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。…」とありますが、代表企業の社名と理解でよろしいでしょうか。また、CDについては入札参加社名を記載した正本のデータのみを格納すればよろしいでしょうか。	前段については、副本については表紙や提案書も含めすべての社名及び社名がわかるような表現の記載は外してください。後段については、ご理解のとおりです。
31	入札書類の提出方法	17	10	(2)	ウ			「入札書及び事業計画書はそれぞれ封筒に入れ…記載して提出すること。」とありますが、これらの書類は開札日まで開封されないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	入札書類の提出について	17	10	(2)	ウ			入札書及び事業計画書はそれぞれ封筒に入れて提出することとなっていますが、封筒のサイズにご指定はありますでしょうか。	封筒のサイズに指定はありません。ただし、A4サイズの書類に適したサイズが望ましいと考えています。
33	入札の辞退	18	10	(4)				資格審査通過者において、随時入札を辞退することができると思いますが、辞退した場合、熊本市から指名停止等のペナルティーはないものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	入札無効について	18	10	(5)	キ			入札無効の条件にある「一定の金額で価格を表示していないもの」において、一定の金額とはどのようなことでしょうか。	「範囲」や「程度」等の提示により、特定の額と確定できない金額です。
35	本審査について	19	11	(1)	イ	(ウ)		「提案内容が、事業の継続性の面において妥当か」とありますが、事業の継続性を判断するための定量的な判断基準(例えばSPCの計画利益水準等)があれば、ご教示下さい。	事業の継続性に関する判断は総合的に行うことから、これまでの実績を踏まえ、妥当と考える提案を行ってください。(例えば、特定年度のキャッシュフローがマイナスになる提案等は、妥当と判断できないものと考えます。)

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	意見・質問内容	回答
36	価格審査	19	11	(4)				当該入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる判断基準を教示願います。	落札者として選定された者について、入札価格算出のための資料(様式15等の資料及び市が必要と判断した場合に要求するその根拠資料)を開札後ただちに市が調査します。 調査の内容は、事業を行う上で積算されるべき項目の抜けがないか、積算算出過程での計算ミスがないか等で、当該調査により履行性を判断します。
37	総合評価の実施・落札者の選定	19	11	(4)				公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合は具体的にどの様な場合が該当するのでしょうか。	公正取引委員会が不公正な取引方法の一般指定として掲げている行為について、明らかに適合していると判断される場合を想定しています。
38	落札者の選定について	19	11	(4)				「落札者として選定された者の入札価格が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき」と記載ありますが、これは低入札価格調査があるという意味でしょうか。 また、上記の判断基準をご提示願います。	No.36をご参照ください。
39	落札者の選定	19	11	(4)				本項ただし書きの措置を実行する判断基準は、設けられているのでしょうか。 また、本措置が執られた場合は、判断に至った合理的な理由を当該最終審査対象者に書面で通知頂けると理解して宜しいでしょうか。	前段については、No.36をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
40	総合評価の実施・落札者の選定	20	11	(4)				「ただし、落札者として選定された者の入札価格が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、…、その者を落札者とせず、他の最終審査対象者のうち最も高い点数の者を落札者と選定する場合がある。」とありますが、具体的な価格基準や審査要領を設けられるのでしょうか。また、その選定過程は公表されるのでしょうか。	No.39をご参照ください。
41	予定価格	20	12					予定価格の運営費に飛灰の運搬及び再資源化の費用は含まれているのでしょうか。	含まれます。
42	運営事業者の設立	20	13	(1)				登記にあたり、本店・本社の所在地を本施設内として宜しいでしょうか。	本施設での登記は認められませんので、別の場所での提案をお願いします。
43	運営事業者の設立	21	13	(1)	カ			当該債務保証の額は、事業期間の業務委託の10%を上限とする。とありますが、御市が保証債務の履行を請求した日が属する事業年度の業務委託費総額の10%を上限とするの理解で宜しいでしょうか。	事業期間全体の施設運営費の10%が上限となります。 詳細は募集要項(第2部)契約書(案)をご確認ください。
44	債務保証の額について	21	13	(1)	カ			「事業期間の業務委託費の10%」とは、運営業務委託契約の業務委託費の10%という理解でよろしいですか。 また、ここで言う事業期間とは、債務保証実施から運営委託契約の事業期間終了までという理解でよろしいでしょうか。	No.43をご参照ください。
45	工事請負契約の締結方法について	21	13	(4)				「本企業が担わない業務については、下請負する。」とありますが、「本企業」は「共同企業体もしくは単体企業」を示すという理解でよろしいでしょうか。また、「下請負する。」について「誰から」「誰が」下請負するのでしょうか。	本企業は、「共同企業体、または単体企業」を指します。 下請負は、上記「本企業」から、他企業への下請負を想定しています。
46	契約保証金について	22	14					「これに代わる担保」とは、公共工事履行保証証券による保証や履行保証保険契約の締結も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	入札書類の取扱い・著作権について	22	15	(4)				「審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする」とありますが、公表等の場合には事前に応募者に対して公表内容の確認をお願いします。	事前に確認はとりませんが、守秘対象とすべき応募者の情報については、公表を想定しておりません。
48	入札書類の取扱い・著作権について	22	15	(4)				「入札書類は返却しない」とありますが、本件落札者決定後には応募者への返却は行わず、貴市の責任において適正に回収・廃棄処分がなされると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	基準額について	24	2					入札価格が基準額以下かどうかの判定は施設整備費と運営費の合計値で判定するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	基準額について	24	2					施設整備費又は運営費のどちらかがそれぞれの予定価格の3分の2を下回り且つ合計額は基準額を上回っている場合、提示金額通りに価格点が算出されるという理解でよろしいでしょうか。 (例)【予定価格210億円(施設整備費105億円、運営費105億円)、予定価格の3分の2である基準額は140億円(施設整備費・運営費の3分の2はそれぞれ70億円)】の条件で、施設整備費80億円・運営費60億円を提示した場合、合計金額が予定価格の3分の2となるので、価格点は40点満点となる。	ご理解のとおりです。
51	価格点の算出方法	24	2					基準額以下の場合、低入札調査制度の適用はあるのでしょうか。	No.36をご参照ください。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	意見・質問内容	回答
52	基準額について	24	2					基準額設定の趣旨は、いわゆるダンピング防止であると思われませんが、ご提示の価格点の算出方法では、施設整備費と運営費の費目毎に設けられた予定価格にそれぞれ2/3を乗じた金額(施設整備費:8,266,029,100円【施設整備費基準額】、運営費:8,227,725,800円【運営費基準額】)を何れかの入札金額が大幅に下回り、基準価格設定の趣旨に沿わない結果となることも想定されます。(例えば、施設整備費:施設整備費基準額の130%、運営費:運営費基準額の70%) つきましては、施設整備費と運営費のそれぞれにおいて基準価格が設定される価格点の算出方法として頂けますようお願いいたします。	基準額設定の趣旨はご理解のとおりであるが、価格点及びNo.36に示す価格調査により総合的に不当廉売等を防止することとするため、基準額設定方法は本書に示すとおりとします。
53	評価項目と配点について	25	3	(1)				図表「非価格要素の評価項目及び配点」において「評価の視点」が2項目ある場合は、それぞれの項目に配点が設定されているのでしょうか。 その場合、それぞれの項目毎の配点をご教示下さい。	配点はあくまでも評価項目ごとに設定しています。
54	低炭素化社会実現への貢献	25	3	(1)				発電効率を高めるため過大な発電設備を設けた場合、部分負荷時にはタービン効率が低下し、総発電量が低下します。本計画では年間処理量とごみ処理規模の関係から部分負荷運転の日数が多いと考えられることから、タービン定格発電量だけではなく年間総発電量を含めた評価をしていただけるよう要望します。 また、評価においては年間総発電量の妥当性の確認として、部分負荷時のタービン効率も含めた確認を下さりますようお願いいたします。	前段はご意見として承ります。 後段は年間総発電量の根拠として、技術要素提案書(様式集第2部)に記載願います。 記載がない場合は、明瞭化事項として質問させていただきます。
55	地域経済への貢献	25	3	(1)				地元貢献予定金額とは、施設整備時においては請負事業者から一次下請業者への発注金額、運営時においてはSPCから一次委託業者への委託金額により、算出するものと理解してよろしいでしょうか。また、運営事業における地元貢献予定金額は20年間の総合計で算出するものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、下請の回数に係らず、地元業者への発注金額を評価します。後段については、ご理解のとおりです。
56	地域経済への貢献	25	3	(1)				「地域経済への貢献」の評価にあたっては、「図表 非価格要素の評価項目及び配点」の「評価の視点」に記載の内容から、具体性・実現性などの定性的な評価を主として評価した上で、併せて地元貢献予定金額の割合による定量的な評価も行うものと考えてよろしいでしょうか。 また、当該割合が20%を大きく超える提案であっても、定性的な評価が低い場合は配点×100%とならない評価をされると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて定量的な評価には失格基準もあります。
57	評価項目と配点	25	3	(1)		図表		「環境への配慮 地域の周辺環境との調和 周辺建築物との一体性や地域発展のシンボルとしての位置づけを考慮した提案」とありますが、入札公告の同じ表には「周辺建築物との一体性や地域発展のシンボルとしての位置づけを考慮した提案」が入っていません。どちらが正でしょうか？	入札説明書が正になります。
58	評価項目と配点	25	3	(1)		図表		非価格要素の評価項目及び配点の地域経済への貢献の評価の視点欄には「20%超は加点評価の対象とし」とありますが、20%以上の発注であれば、配点の満点である6点を貰えるのでしょうか？ それとも20%以上で、その提案内容により、最低でも6点×0.25=1.5点以上が与えられるのでしょうか？	No.56をご参照ください。
59	地元貢献割合について	25	3	(1) (2)				地元企業への地元貢献割合が20%超は加点評価の対象(詳細は次ページ参照)、とありますが、次ページには、加点対象となる、としか記載がありません。具体的な加点の点数化方法等についてご教示ください。	地元貢献割合20%を超える場合については、「地域経済への貢献」項目で他の評価項目と総合的に判断して点数を配点します。よって、20%を超える場合加点方法は、減点方式のような規律的な点数決定方法ではありません。
60	地域経済への貢献	26	3	(2)	ア			施設整備時における地元企業発注予定金額について、異業種JVに地元建設企業を構成員として参加させている場合、その請負比率分が発注予定金額としてカウントされますでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、当該構成員が地元企業に下請工事を発注する場合は、重複算定が無いような算定方法とします。また、当該企業から地元以外の企業に下請させる場合はその金額を差し引くこととします。
61	点数化方法	26	3	(2)	ア、ウ			入札金額に対する割合とありますが、当該金額は入札金額のうち、施設整備費に該当する金額に対する割合との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	点数化方法	26	3	(2)	イ、エ			入札金額に対する割合とありますが、当該金額は入札金額のうち、運営費に該当する金額に対する割合との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	減点方法について	26	3	(2)	ウ			当該文中の「入札金額」は「総額」ではなく、「施設整備費のみ」を指すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	減点方法について	26	3	(2)	エ			当該文中の「入札金額」は「総額」ではなく、「運営費のみ」を指すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項	対応頁	章	節	項	小項目①	小項目②	意見・質問内容	回答
65	落札者決定基準点数化方法	26	3	(2)				「地域経済への貢献」について、「ア及びイを共に満たす場合にはD評価以上とする。」とあり、 ① 配点(6点)×D(25%)=1.5点以上となりますが、施設整備時及び運営時の割合がそれぞれ5%の場合には-6点(=-3点×2)であり ② 1.5点-6点=-4.5点 となりますが、これに「具体性・実現性」による加点が4.5点を超えなければ0点以下で失格となるのでしょうか。あるいは、施設整備時及び運営時の割合がそれぞれ20%以上であれば満点(6点)とし、割合に応じて減点はするが、それぞれが5%以上であればD評価以上で4.5点以上の減点を行わないとの理解でしょうか。地域経済への貢献に関する点数化方法及び評価方法についてご教授願います。	「地域経済への貢献」の評価方法については、「具体性・実現性」についての提案についてA～D評価を行い、地元発注額により施設整備費及び運営費の地元発注額により減点を行いません。よって、場合により「地域経済への貢献」項目のみマイナス点となることがありますが、当該要件「ア及びイ」を満たせば失格とはなりません。
66	地域経済への貢献について	26	3	(2)				「地域経済への貢献」の区分内での記載ですので、減点は「地域経済への貢献」の配点6点の中での減点という理解でよろしいでしょうか。また、配点6点の中での減点の場合、「地域経済への貢献」の採点結果がマイナス点となる場合もあるという理解でよろしいでしょうか。(例えば、D評価で-3点の場合、点数は-1.5点になってしまう)	ご理解のとおりです。
67	地域経済への貢献について	26	3	(2)				「地元貢献割合の具体性・実現性は加点対象となる」とありますが、評価点に対して更に加点となるのでしょうか。その場合、当該項目配点の6点を超える得点があり得ますでしょうか、また、加点の最大値は何点であるかご開示ください。	前段については、No.56をご参照ください。中段については、当該項目配点が6点を超えることはありません。後段については、No.59をご参照ください。
68	地域経済への貢献について	26	3	(2)				「具体的な提案を求める事項」の欄の【必須項目】、という記載がありますが、この【必須項目】は入札説明書に記載がありません。どのような内容なのかご開示ください。	様式集(第2部)の非価格要素提案書(様式第14号)において、市が具体的な提案を求める事項として、「必須項目」を設けています。本項目に対し、ご提案をお願いします。
69	地域経済への貢献について	26	3	(2)				「運営時における地元貢献予定金額(発注・業務委託・地元雇用等)」とありますが、市外企業による市内在住者の雇用は地元雇用と判断され、地元貢献予定金額に含まれるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、予定されている市内在住者の雇用がわかる内訳等の提出が必要になります。(市内在住者とは、当該企業の雇用日においてすでに3ヶ月以上継続して熊本市に住所を有している者とします。)
70	地域経済への貢献について	26	3	(2)				元請け、一次下請けが市外企業で、二次下請けが地元企業の場合、二次下請け発注金額は地元発注金額と考えてよろしいでしょうか。つまり、地元発注金額は、下請け回数に関係ないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	地域経済への貢献について	26	3	(2)				「地元企業発注予定金額・地元貢献予定金額」は複数下請けの場合には二重計上となる可能性があります。これに対する規定などありますでしょうか。例えば二次下請けが30%分を三次下請けに発注した場合、130%が地元発注金額となるような金額計上は可能なのでしょうか。	下請け回数も含めた提案による施工体制において、地元企業発注割合は下請けによる重複算定がないような方法とします。 例) 地元①: 1次下請け、契約金額の30%で契約 地元②: 地元①下の2次下請け、 地元①下請け金額の30%で契約 県外①: 地元①下の2次下請け、 地元①下請け金額の20%で契約 地元割合 = 地元①の取得額 + 地元②の取得額 = (30% - ((30% × 30%) + (30% × 20%))) + (30% × 30%) = 24%
72	地域経済への貢献について	26	3	(2)				熊本市内に本社のある商社等に物品類を発注し、熊本市外の業者が納入することになった場合、「地元企業発注予定額・地元貢献予定金額」に計上することは可能でしょうか。	詳細が分かっているものについては提案を差し控えてください。
73	点数化方法	26	3	(2)				例えば地元貢献割合が19%以上20%未満であれば、6点-0.2点=5.8点になるのでしょうか。そうでない場合、減点は何かから引くのか御教示願います。前者の場合、20%以上の発注であれば、配点の満点である6点がもらえることとなります。	No.59及びNo.67をご参照ください。
74	点数化方法	26	3	(2)				「各最終審査対象者の提案内容について、各項目に関して以下に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、評価点を算出する。」とありますが、「各項目」とは、p25「図表 非価格要素の評価項目及び配点」に記載された「評価項目」であり、これに対する更なる細分化された項目・配点はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	点数化方法	26	3	(2)				「図表 評価点の付与の考え方」についてですが、評価点は、A～Eの評価を審査委員の方々が個々に判断されて評価点を決定し、それら全てを平均化して最終評価点を決定するのでしょうか。それとも、審査委員会の中で協議し、全員の総意の下に決定されたA～Eの評価にて評価点を決定するのでしょうか。	各評価項目に対する評価は、審査委員会の中で協議のうえ、審査委員会として、評価を決定する予定です。